

健介保1907号
令和3年2月12日

要介護認定申請提出代行者 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業者 管理者 様

横浜市健康福祉局介護保険課長

介護保険に係る提出書類の押印の見直しについて（通知）

平素より、介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市各区役所高齢・障害支援課介護保険担当（以下「各区」という。）にご提出いただいている介護保険（要介護・要支援）認定申請書及び居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更・廃止）届出書等（以下「申請書等」という。別紙参照）につきましては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」に基づき、見直しを行った結果、押印を廃止することといたしました。

つきましては、申請書等の氏名欄は記名（ご家族等の代筆を含む）のみで認印等は不要となります。また、提出代行者の事業者印も不要といたします。

なお、提出代行時には、介護保険被保険者証の添付（第2号被保険者の方は、医療被保険者証の写しでも可）に加え、申請者が被保険者本人以外の場合は、その代理の方の「本人確認書類」を確認（コピー不要。特にマイナンバーカード裏面のコピーは絶対に不可。）させていただくなど、押印以外の手段による申請確認を引き続きご実施願います。

【留意事項（必ずお読みください。）】

- ・旧申請書等につきましては、当面の間、ご利用いただけます。（押印欄はそのまま使用しない又は別紙のとおり2重線で削除していただいてもどちらでもかまいません。）
- ・ご本人、ご家族等が押印された申請書等を持参された場合は、他に不備がなければそのまま受付願います。（不備が加筆修正できる場合も同様とします。）また、すでに提出代行者の事業者印欄に押印いただいた申請書についても、同様に各区で受理いたします。

担当 健康福祉局介護保険課認定担当
TEL 671-4256 FAX 550-3614

